

2020年（令和2年）4月27日

法務省 大阪矯正管区

管区長 柴田房雄 殿

大阪拘置所

所長 嶋崎公弘 殿

大阪弁護士会

会長 川下 清

新型コロナウイルス感染拡大に伴う被疑者、被告人の処遇等に関する照会及び申入書

第1 感染防止対策に関する照会

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、日本政府は、本年4月7日、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を発出しました。同月16日には、対象地域が全国に拡大されるとともに、大阪府を含む13都道府県が特定警戒都道府県に指定されました。今後、市民の生命身体を守るために感染拡大を防ぐことは喫緊の重要な課題であり、そのことは貴矯正管区の管轄下にある各施設（大阪拘置所、堺拘置支所、岸和田拘置支所）に勾留されている被疑者、被告人（以下「被収容者」といいます）においても変わりません。

拘置所等の各刑事施設では、多数の被収容者が「密閉」された室内に「密集」・「密接」して収容されている場合があり、一人でも感染者が出た場合には同じ居室や隣接居室が一気に「クラスター」化するおそれが極めて大きいといえます。

刑事施設に勾留されている被収容者は、あくまでも罪証隠滅を防止する目的、あるいは逃亡を防止する目的を達成するために必要な限度で身体拘束を受けているにすぎません。これらの人を上記のような施設に収容する以上、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策は万全なものとなることが求められるのは当然です。被収容者への十分な感染防止策が採られることは急務と言えます。

大阪弁護士会の会員は、被収容者の健康を心配する家族の不安を解消するため、また、会員自身や一般面会者の感染防止の観点からも、刑事施設内における感染防止対策の現

状についての情報の提供を求めています。これらの会員の求めに応じ、会員弁護士が被収容者家族の不安を静めるとともに、刑事施設に不安なく接見に赴けるようにするため、当会は、貴矯正管区及び特に多数の職員の感染が報じられている大阪拘置所に対して、各刑事施設内において、具体的にいかなる対策が講じられているかを、本書をもって照会させていただきます。ご多忙のところ恐縮ではございますが、ご回答のほど何卒よろしくお願い申し上げます（なお、回答は書面にて、大阪弁護士会宛にお願いいたします）。

なお、執行猶予判決を受けて大阪拘置所を出所することが見込まれる帰住先のない被告人については、従来府内各所に設置されている大阪ケアセンターが一次的に受け入れ、援助や治療に繋げるなどの運用がなされてきました。しかしながら、今般、当該被告人について、ケアセンターが、大阪拘置所職員の新型コロナウイルス感染を理由として、一律にその受け入れを拒否しているとの情報が当会に寄せられています。このような事象は、貴矯正管区及び大阪拘置所から、現状における拘置所内の職員感染状況や、被収容者への感染の有無及び感染防止策の内容等について、正確な情報の発信が十分になされていないことにも一因があると考えられます。是非上記照会事項について、当会へ早急に回答頂くと共に、上記被収容者の感染の有無や具体的感染防止策の内容等については、適宜マスク等を通じて正確な情報を発信していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

第2 感染防止に関する申入れ

政府が発表した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、「特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。」とされています。

そこで、新型コロナウイルス感染症への感染防止のため、貴矯正管区が管轄する施設内においては、必ず以下の対応を取っていただくよう併せて申し入れます（すでにご対応されている点もあるかとは思いますが、念のため列記いたします）。

- ① 被収容者の収容場所は、可能な限り1名につき1室としてください。複数名を1室に収容することは必然的に「密集」を施設内で作り出すことにつながります。
- ② できる限り頻繁に収容場所の換気をしてください。

- ③ 近時、不織布マスクの入手が非常に困難となっている等のご事情もあろうかと思いますが、被収容者に対し、可能な限り1日1枚以上マスクを支給してください。なお、現在マスクの差入れが認められていないとの報告も寄せられています。もしそうであれば、少なくともワイヤーが入っていないマスクの差入れを認めて下さい。
- ④ 施設内で稼働する職員は、常時マスクを着用するようにしてください。
- ⑤ 施設内での被収容者の移動の際、被収容者を施設から外部へ押送（移動）する際には、職員と被収容者との距離を2メートル以上空けるなど、接触等による感染の危険がないようにしてください。
- ⑥ 施設内で稼働する職員及び被収容者の手洗い消毒及びうがいを徹底してください。
- ⑦ 被収容者が、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状を呈している場合は、早急に関係各機関と協議し、速やかに必要な医療上、その他の措置（外部の医療機関への受診を含む）を講じるとともに、担当弁護人に対しても被収容者に感染の疑いがあることを速やかに通知してください。
- ⑧ 被収容者には施設内外の感染状況、感染防止の心得など、被収容者が自衛するに必要な情報を速やかに提供してください。日本語を解さない外国人、視聴覚に障がいのある人、知的障がい等で理解に困難のある人については、それぞれの特性に応じた適切な情報提供手段をとってください。
- ⑨ 一般面会室、待合室、弁護人接見室、弁護人待合室等の換気・消毒を徹底し、また一般面会室、及び弁護人接見室において、被収容者と面会人、弁護士との間のアクリル板、及び下部の隙間を塞ぎ（ただし、会話は出来るようにしてください。）、飛沫感染、エアロゾル感染を防ぐ十分な措置をして下さい。

以 上

2020年（令和2年）4月27日

大阪府警察本部

本部長 藤本隆史 殿

大阪弁護士会

会長 川下 清

新型コロナウイルス感染拡大に伴う被疑者・被告人の処遇等に関する照会及び申入書

第1 感染防止対策に関する照会

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、日本政府は、本年4月7日、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を発出しました。同月16日には、対象地域が全国に拡大されるとともに、大阪府を含む13都道府県が特定警戒都道府県に指定されました。今後、市民の生命身体を守るために感染拡大を防ぐことは喫緊の重要な課題であり、そのことは大阪府下の各警察署の留置施設に留置されている被疑者・被告人（以下「被留置者」といいます）においても変わりません。

警視庁渋谷警察署に留置されていた複数の被留置者が、新型コロナウイルスに感染したと報道されています。留置施設内では、多数の被留置者が「密閉」された房内に「密集」・「密接」して留置されている場合があり、被留置者又は留置担当官が感染した場合、当該留置施設内で複数の被留置者への感染が生じて「クラスター」化するおそれが極めて大きいといえます。

留置施設に留置されている被留置者は、あくまでも罪証隠滅を防止する目的、あるいは逃亡を防止する目的を達成するために必要な限度で身体拘束を受けているにすぎません。これらの人を上記のような施設に留置する以上、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策は万全なものとなることが求められるのは当然です。被留置者への十分な感染防止策が採られることは急務といえます。

大阪弁護士会の会員弁護士は、被留置者の健康を心配する家族の不安を解消するため、また、会員自身や一般面会者の感染防止の観点からも、留置施設内における感染防止対策の現状についての情報の提供を求めています。これらの会員の求めに応じ、会員弁護士が

被留置者家族の不安を静めるとともに、留置施設に不安なく接見に赴けるようにするため、当会は、貴本部に対して、府内各警察署留置施設内において、具体的にいかなる対策が講じられているのかを本書をもって照会させていただきます。ご多忙のところ恐縮ではございますが、ご回答のほど何卒よろしくお願い申し上げます（なお、回答は書面にて、大阪弁護士会宛にお願いいたします）。

第2 感染防止対策についての申入れ

政府が発表した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、「特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。」とされています。

ところが、最近、警察署の留置施設で被疑者と接見した複数の弁護人から、担当する被収容者より以下のような申出があったとの報告がされています。

「1週間同じマスクを着用し続けている」

「留置管理の職員がマスクを着用することなく被疑者らに対応している」

「取調べにおいても、長時間同じ取調室内で換気することなく取調べがなされている」

「取調官と被疑者との距離が非常に近く、少なくとも2メートルは離れていない」

そこで、新型コロナウイルス感染症への感染防止のため、各警察署において、必ず以下の対応を取っていただくよう併せて申し入れます（すでに対応されている点もあるかとは思いますが、念のため列記いたします）。

1 留置施設の管理及び被留置者処遇等にあたって求める対応

- ① 留置施設内の留置場所は、可能な限り1居室内に1人としてください。同一居室内に複数名を留置することは必然的に感染の危険を高める「密集」を作り出すことにつながります。
- ② できる限り頻繁に居室内及び留置場所の換気及び消毒をしてください。
- ③ 近時、不織布マスクの入手が非常に困難となっている等のご事情もあろうかと思いますが、被留置者に対し、可能な限り1日1枚以上マスクを支給してください。なお、

現在マスクの差入れが認められていないとの報告も寄せられています。もしそうであれば、少なくともワイヤーが入っていないマスクの差入れを認めて下さい。

- ④ 留置管理業務にあたる職員は、常時マスクを着用するようにしてください。
- ⑤ 留置施設内での被留置者の移動の際、及び被留置者を留置施設から外部への押送（移動）する際には、留置管理業務にあたる職員と被留置者との距離を2メートル以上空けるなど、接触等による感染の危険がないようにしてください。
- ⑥ 留置管理の職員及び被留置者の手洗い消毒を徹底してください。またうがいを徹底してください。
- ⑦ 被留置者が、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状を呈している場合は、早急に関係各機関と協議し、速やかに必要な医療上、その他の措置（外部の医療機関への受診を含む）を講じるとともに、担当弁護士に対しても被収容者に感染の疑いがあることを速やかに通知してください。
- ⑧ 被留置者には施設内外の感染状況、感染防止の心得など、被留置者が自衛するに必要な情報を速やかに提供してください。日本語を解さない外国人、視聴覚に障がいのある人、知的障がい等で理解に困難のある人については、それぞれの特性に応じた適切な情報提供手段をとってください。
- ⑨ 被留置者及び接見者が代わるごとに接見室内の机、椅子、アクリル板及び待合室等の消毒を実施してください。また面会室において、被留置者と面会人・弁護士との間のアクリル板の通風口その他の隙間を塞ぎ（ただし、会話は出来るようにしてください。）、その上で面会室の各室それぞれの換気を十分に行い、飛沫感染、エアロゾル感染を防ぐ十分な措置をして下さい。

2 取調べにあたって求める対応

- ① 被疑者が新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状を呈している場合は勿論のこと、被疑者が取調べ中に発熱や体調不良を訴えた場合にも、直ちに取調べを中止し、関係各機関と協議の上、速やかに必要な措置を講じてください。
- ② 取調べ担当の職員が新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状を呈している場合は直ちに担当から外し、濃厚接触者の調査等を実施してください。

- ③ 取調べ担当の職員や取調べ室内に同席する職員は、必ずマスクを着用してください。また、被疑者に対しても、必ず取調べ時にマスクを着用させてください。
- ④ 通常時に取調べに使用されている室内は「密集」「密閉空間」そのものです。広い喚起のよい部屋を使用することを検討するとともに、取調べ室内にいる人（取調べ担当の職員や被疑者など）の互いの距離を必ず2メートル以上空けるようにしてください。室内の換気を徹底し、30分～1時間に1度、必ず休憩を取るようにはしてください。
- ⑤ 取調べ室に出入りする者は、出入りの際に必ず手洗い消毒を徹底してください。
- ⑥ やむを得ず被疑者を逮捕する場合でも、逮捕状執行時は速やかに被疑者の体調を確認し、発熱、倦怠感、息苦しさなどを訴える場合は、取調べを優先することなく、診察・検査、関係各機関への通報及び協議等、感染の疑いがある者への対処を優先してください。

以 上